Q&A

Q1 常時雇用する労働者とは、どのような労働者ですか。

A1 正社員だけでなくパート、契約社員、アルバイトなどの名称にかかわらず、以下の要件に該当する労働者も含みます。

① 期間の定めなく雇用されている者

② 一定の期間を定めて雇用されている者であって、過去１年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から１年以上引き続き雇用されると見込まれる者

Q2 認定基準に定められている「産業ごとの平均値」とは何ですか。

A2 雇用環境・均等局長が別に定める基準です。
厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）でご確認ください。

Q3 えるぼし認定１段階目又は２段階目を受けている事業主でも、プラチナえるぼし認定を申請することはできますか。

A3 プラチナえるぼし認定は、えるぼし認定の段階に関わらず申請することができます。ただし、プラチナえるぼし認定においては「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」について、全ての項目を満たしていることが必要です。

Q4 プラチナえるぼし認定を受けるには、行動計画に定められた目標を達成したことが求められますが、行動計画に複数の目標を定めていた場合、それら全ての目標の達成が必要でしょうか。

A4 必ずしも全ての目標を達成している必要はありませんが、301人以上の事業主で2020年4月1日以降を始期とする行動計画を策定した事業主であれば２つ以上、それ以外の事業主であれば１つ以上の目標の達成が必要です。

Q5 プラチナえるぼし認定を受けるには、行動計画に定められている取組内容の全てを実施することが必要でしょうか。

A5 301人以上の事業主で2020年４月１日以降を始期とする行動計画を策定した事業主であれば２つ（数値目標１つにつきそれに対応する取組内容を１つ）以上、それ以外の事業主であれば１つ以上の取組内容を実施することが必要です。

Q6 継続就業の基準のうち「（ｉ）を算出することができない場合」とは、どのような場合でしょうか。

A6 自社に設けている雇用管理区分の中に、男性労働者又は女性労働者のみで構成される雇用管理区分がある場合（雇用管理区分を設定していない場合には、男性労働者又は女性労働者のみを雇用している場合）が該当します。